

台灣稅務および投資法令 アップデート

2025年5月

租税優遇措置

2025年5月7日付けの總統令により「産業創新条例」の改正条文が公布され、「AI製品・サービス」および「省エネルギー・CO2削減」が投資控除の対象に追加された

産業創新条例の改正条文のポイントは以下の通りです。

1. 「AI製品・サービス」および「省エネルギー・CO2削減」を投資控除の対象へ追加、施行期間の延長(第10条の1、第72条)
 - (1) 産業創新条例第10条の1に定める投資控除において、既存のスマートマシン、5Gシステム、および情報通信セキュリティに加え、「AI製品・サービス」および「省エネルギー・CO2削減」という2つの項目が追加されました。また、適用上限額は従来のNT\$10億からNT\$20億に引き上げられ、施行期間も2029年12月31日まで延長されました。
 - (2) 「AI製品・サービス」の範囲：機械学習アルゴリズム、深層学習アルゴリズム、大規模言語モデル、または自然言語処理といった技術要素を活用し、人間の知能を模倣して認知、学習、推論を行い、様々なデータ形式を大規模に利用することで、産業界で必要とされる認識、分類、生成などの各種アプリケーションを形成し、企業の運営や生産効率を最適化するハードウェア、ソフトウェア、技術、または技術サービスを指します。高演算能力・高性能のハードウェア設備、および巨大なパラメータ数を持つAIモデルを使用・実行するソフトウェアとサービスが含まれます。
 - (3) 「省エネルギー・CO2削減」の範囲：公共的な省エネルギーまたは製造プロセス改善のために低炭素技術要素を応用し、エネルギーの使用効率の向上、エネルギーまたは資源消費の削減を通じて、温室効果ガス排出量を削減することを指します。適用対象となる項目の仕様は、定められた高効率基準または省エネルギー効率より高い、あるいはそれと一致する必要があります。例えば、中央主管機関が認定した効率クラスIE4以上の高効率モーターや、エネルギー効率クラス1級のエアコンプレッサーの採用などが該当します。
2. 重要な技術の流出防止(第22条、第67条の3)

従来の規定では、企業が一定額(NT\$15億)以上の対外投資を行う場合は、事前に中央主管機関への申請と承認が必要でした。改正後は、特定の国または地域への投資、特定の産業または技術への投資、一定額以上の投資を行う場合、事前の申請と中央主管機関の承認が必要となります。これは、重要な技術の流出による産業競争力への影響や、国家に脅威を与える国または企業への技術流出による国家安全保障への影響を防ぐためです。同時に、企業が承認申請を行わずに投資を実行した場合、NT\$5万以上NT\$100万以下の

過料が科せられます。また、期限内に是正または撤回を行わない場合は、違反ごとに NT\$50万以上NT\$1,000万以下の過料が科せられます。なお、この改正規定の施行日は行政院が定めます。また、特定の国または地域、産業または技術、金額などに関する詳細な規定については、6ヶ月以内に子法を制定し公表される予定です。

3. 有限責任組合ベンチャー企業の資金調達機会の拡大

(1) 有限責任組合ベンチャー企業のパススルー課税の適用基準の緩和(第23条の1)

有限責任組合ベンチャー企業によるスタートアップ企業への資金投入を促進するため、産業創新条例第23条の1に規定するパススルー課税(注)の適用を受けるための払込出資額の基準が、従来のNT\$3億からNT\$1.5億に引き下げられました。また、資金が早期にスタートアップ企業に投入されるよう、有限責任組合ベンチャー企業の3年度目以降のスタートアップ企業に投資する金額または比率が引き上げられました(各年度の出資額および投資比率は草案と同じ。詳細は図表1を参照)。改正条文の施行期間は2025年1月1日から2029年12月31日までです。

注：パススルー課税制度においても、台湾内外の個人および台湾外の法人が有限責任組合ベンチャー企業から受ける利益のうち、スタートアップ企業の売却による証券取引所得に由来するものは、課税停止の規定を適用します。

(図表1)

年度	取り決めた出資額	払込出資額(A)	投資要件
設立年度	NT\$1.5億		
2年度目	NT\$1.5億		1. <u>台湾内で運用する資金と投資額の合計(C)が当年度の投資額の累計(B)の50%以上を占める</u>
3年度目		NT\$5千万	1. 同上。 2. <u>スタートアップ企業への投資額の累計(D)が以下いずれかに該当する。</u> 1) 当年度の払込出資総額(A)の50%以上を占める 2) NT\$2億以上かつ当年度の払込出資総額(A)の20%以上を占める
4年度目		NT\$1億	1. 同上。 2. <u>スタートアップ企業への投資額の累計(D)が以下いずれかに該当する。</u> 1) 同上 2) NT\$3億以上かつ当年度の払込出資総額(A)の30%以上を占める
5年度目		NT\$1.5億	1. 同上。 2. <u>スタートアップ企業への投資額の累計(D)が以下いずれかに該当する。</u> 1) 同上 2) NT\$4億以上かつ当年度の払込出資総額(A)の40%以上を占める
6年度目から10年度目			1. 同上。 2. N/A

(2) 個人によるスタートアップ企業への投資に係る所得控除額の引き上げ(第23条の2)

台湾内のハイリスクスタートアップ企業に現金投資する個人(エンジェル投資家)について、その投資額は産業創新条例第23条の2に基づき個人所得総額から控除可能です。改正前後の規定および適用期間は以下の通りです。

(図表2)

個人	改正前：2024/12/31以前の払込日が適用	改正後：2025/1/1から2029/12/31までの払込日が適用	台湾内のハイリスクスタートアップ企業 「個人によるスタートアップ企業への投資に関する所得控除規定」を参考
	(個人の現金払込日を基準とする)		
適用要件	1. 設立から 2年未満 の管轄官庁から認定された台湾内のハイリスクスタートアップ企業 2. 同一年度に同一会社への投資額が NT\$100万以上 3. 新たに株式を取得し、かつ株式を 2年以上保有	1. 設立から 5年未満 の管轄官庁から認定された台湾内のハイリスクスタートアップ企業 2. 同一年度に同一会社への投資額が NT\$50万以上 3. 新たに株式を取得し、かつ株式を 3年以上保有	
租税優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 株式保有期間2年が満了する年度の個人所得総額から投資額の50%を上限として控除可能 1年当たり合計NT\$300万を上限として控除可能 	<ul style="list-style-type: none"> 株式保有期間3年が満了する年度の個人所得総額から投資額の50%を上限として控除可能 1年当たり合計NT\$500万を上限として控除可能 国家重要発展産業以外の部分は、NT\$300万を上限として控除可能 	

PwC台湾の見解：

今般の改正のうち、第22条および第67条の3の施行日は行政院が定め、それ以外の改正条文は2025年1月1日から施行されます。第10条の1の改正で追加された「AI製品・サービス」および「省エネルギー・CO₂削減」について、改正後の投資項目および投資控除できる支出金額の上限の適用にあたっては、企業が投資を決定した時点(すなわち発注日)を基準とするため、「AI製品・サービス」および「省エネルギー・CO₂削減」の項目で投資控除を受ける場合、発注日が2025年1月1日から2029年12月31日までの間であり、かつ一定期間内に納品が完了し、納品年度に投資控除を受けることが必要です。なお、当年度の投資控除できる支出金額の上限は、既存の投資項目とその金額も含めて、合計NT\$20億となります。

経済部が企業合併法の改正案を予告

企業による事業持株会社の設立を促進するため、経済部は先般5月1日に企業合併法の改正案を予告し、株主に対する所得税の課税繰延を選択できる優遇措置を新たに追加するとしています。以下の要件をすべて満たす場合、株主が被買収会社の株式を譲渡する際に得られる証券取引所得は、株式交換が行われた年度の基本所得額に加算せず、実際に譲渡または保管口座への振替が行われた際に、譲渡(振替)価格の全額を譲渡した年度の収入とし、譲渡した被買収会社株式の取得原価を控除した上で、事業持株会社株式の取引所得を計算し基本所得額を申告することができます。

1. 企業合併法第29条の規定に基づき、既存または新設の会社によって買収され、その100%の完全子会社となる。
2. 買収会社、被買収会社およびその株主は一定の要件を満たし、かつ買収会社は国家発展委員会から事業持株会社として認定を受けている。
3. 株主は、被買収会社の株式を事業持株会社に譲渡し、その対価として事業持株会社が新たに発行する株式を引き受けるか、または事業持株会社の設立に必要な払込出資金に充てる。

PwC台湾の見解：

政府は、台湾内外の中小企業の国際競争力向上と成長のボトルネック解消のため、株式交換による事業持株会社の設立を奨励し、経営のシナジー効果発揮を促進しようとしています。しかし、株主が既存株式を交換する際に生じる証券取引所得については、現在は所得税の課税が停止されているものの、基本所得へ加算し基本所得税額を計算する必要があります(個人については、課税停止の未上場(店頭公開)株式の取引所得のみ加算)。このため、株主は基本所得税額をすぐに納付する必要が生じる可能性があり、株式交換への意欲を阻害する要因となっています。今回予告された企業合併法の改正案では、株主が課税繰延を選択できる租税優遇措置が新たに設けられたことにより、事業持株会社設立の障壁を取り除くのに役立つと期待されています。

なお、この租税優遇措置の適用期間は5年間です。事業持株会社の設立は、グループ戦略、事業、技術運営、税務、法務、財務など、多岐にわたる専門知識を必要とする複雑なプロセスです。企業は専門家に相談し、早期に計画を立てることが望まれます。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
北川徹	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23057	toru.tk.kitagawa@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
石浦裕	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23400	yu.i.ishiura@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com

www.pwc.tw/ja.html

本台灣税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、資誠聯合会計師事務所およびその関係会社(以下、「PwC 台湾」という)が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は PwC 台湾の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、PwC 台湾は本台灣税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Taiwan (PwC Taiwan). All rights reserved. PwC Taiwan refers to the Taiwan group of member firms, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.